

## 増値税専用発票の電子化

国家税務総局は新たに登記された納税人に対して増値税専用発票の電子化を公告しました。紙の増値税専用発票のときは返品等があった場合のマイナス（赤字）発票の発行が面倒なため実務上は相殺処理が多かったと思いますが電子発票になると便利になりそうな感じですね。ビジネスの最適化と同時に可視化につながる電子化のメリットですね。

### 国家税務総局公告 2020 年第 22 号（一部省略）

ビジネス環境の最適（優良）化条例、放管服改革の一環として電子発票の使用を拡大し推進するため、寧波、石家庄と杭州等の 3 地域での試験を基礎に全国で新たに設立登記した納税人（新納税人）について、増値税専用発票の電子化を実行する。

2020 年 12 月 21 日から天津、河北、上海、江蘇、浙江、安徽、広東、重慶、四川、寧波と深圳等の 11 地区の新納税人について増値税専用発票の電子化を実行し、受領側の範囲は全国とする。上記のうち、寧波、石家庄と杭州等の 3 地区で既に試験的に実施している納税人が発行した増値税専用電子発票の受領側の範囲は全国に拡大する。

2021 年 1 月 21 日から北京、山西、内モンゴル、遼寧、吉林、黒龍江省、福建、江西、山東、河南、湖北、湖西、広西、海南、貴州、雲南、チベット、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆ウイグル、大連、厦門と青島等の 25 地区の新納税人について増値税専用発票の電子化を実行し、受領側の範囲は全国とする。

増値税専用発票の電子化を実行する新納税人の具体的な範囲は、各省税務局が確定する。

増値税専用電子発票は電子署名を採用し、その法律的効果と用途は紙の増値税専用発票と同等である。

税務機関は新納税人に対して無償で税務 UKey を提供し、増値税電子発票公共サービスプラットフォームにより納税人に無償の増値税専用電子発票の発行サービスを提供する。

**西 山 会 計 事 務 所**  
<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

税務機関は、増値税専用電子発票と紙質の増値税専用発票の合計数は、納税人の査定された増値税専用発票の取得数量とする。増値税専用電子発票と紙質増値税専用発票で発行できる金額の上限も同じとする。

納税人が増値税専用発票を発行するとき、増値税専用電子発票も発行でき、紙質の増値税専用発票も発行できる。受領側が紙質の増値税専用発票を要求するときは、発行側も紙質の増値税専用発票を発行しなければならない。

納税人が増値税専用電子発票を発行後に、売上返品、発行間違い、課税サービスの中止、売上値引き等の状況が発生したときは、必要に応じて赤字の増値税専用電子発票を以下の規定に照らして執行する。

- ① 購入側がすでに増値税専用電子発票を用いて税額控除の申告済みの場合は、購入側の増値税発票管理システムを通じて「赤字増値税専用発票の発行情報表（以下「情報表」という）に記載しアップロードする。情報表の記載時は相応する青字増値税専用電子発票の情報は記載しない。
- ② 購入側が増値税専用電子発票を用いて税額控除の申告をしていない場合は、販売側の増値税発票管理システムを通じて情報表を記載しアップロードする。情報表の記載時に相応する青字増値税専用電子発票の情報を記載する。
- ③ 税務機関がインターネットを通じてアップロードにより取得した情報表は、システムにより自動的に査定され、赤字発票情報表の番号をもつ情報表が生成され、かつ納税人のシステムと同期する。
- ④ 販売側は税務機関が査定済の「情報表」により赤字増値税専用電子発票を発行し、発票管理システムの売上税額のマイナス数を発行する。赤字増値税専用電子発票と「情報表」は相応する内容が一致しなければならない。
- ⑤ 購入側が増値税専用電子発票を使用して税額控除を申告している場合は、暫定的に増値税額を当期仕入税額から振替え、販売側が発行した赤字増値税専用電子発票を取得後に「情報表」と一致させ、記帳証憑とする。
- ⑥ 受領側は取得の増値税電子専用発票を増値税仕入税額の控除や輸出還付（退）税の申告、輸出還付（退）税の代行申告に利用される場合、増値税発票総合サービスプラットフォームにログインし発票の用途を確認しなければならない。
- ⑦ 単位と個人は全国増値税発票査証プラットフォームで増値税電子専用発票を査証することができ、増値税電子発票版ファイル閲覧器をダウンロードし、増値税電子発票を閲覧のうえ、電子サインの有効性を検証することができる。